

新制度移行幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)在園児童保育料等無償化のご案内

子ども・子育て支援法の改正に伴い、教育・保育給付認定1号児童の保育料等について無償化されることとなりました。

本制度の対象となる世帯・費用

- 子ども・子育て支援新制度へ移行している幼稚園・認定こども園に教育・保育給付認定1号で在園している児童
- 無償化の対象となる費用は下表のとおりです。保育の必要性の有無、所得の金額により無償化範囲が変わります。

保育の必要性(※1)	保育の必要性あり		保育の必要性なし	
	所得割77,101円未満	所得割77,101円以上	所得割77,101円未満	所得割77,101円以上
① 保育料	無償化	無償化	無償化	無償化
② 預かり保育費	無償化(※2)	無償化(※2)	対象外	対象外
③ 副食費	免除	対象外(※3)	免除	対象外(※3)

②の費用について、一旦は施設に支払う必要があります。

※1 保育の必要性とは、父母共に、就労等の理由により、家庭で保育ができない状態のことをいいます。(詳細は提出書類参照)

※2 ②預かり保育費は、保育の必要性がある方のみ、月毎に450円/日×利用日数を限度額として無償化されます。

(11,300円/月が上限。満3歳児についてのみ、市民税非課税世帯であることも条件となり、上限額は16,300円/月です。)

※3 所得割77,101円以上の世帯についても、小学3年生までの子から数えて第3子以降の場合、③副食費は免除となります。

▽市民税所得割額について

- ・所得割額は父母の合算となりますが、祖父母等(入所児童のきょうだいを含む)と世帯の別を問わず住所かつ、父母の収入が生活保護基準(第1類・第2類+ひとり親加算)を超えない場合は、祖父母等を合算します。
- ・所得割額は、住宅借入金等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・配当控除・外国税控除・寄付金税額控除を差し引く前の額をもとに計算します。
- ・所得割額は、毎年度9月に新年度市民税に切り替えます。

提出書類

- 預かり保育の無償化の対象とならない方(保育必要性の認定の対象とならない方)

入所手続き以外、必要な手続きはございません。

- 預かり保育の無償化を希望される方(保育の必要性のある方)

『子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4)』(2・3号認定)が必要です。

また、**保育の必要性を証明するための書類**も添付いただくこととなります。(提出書類については下表のとおりです。)

保育を必要とする理由		提出が必要な書類	書類チェック欄		認定期間 (限度の参考)	
			父	母		
1	就労	会社等に常勤・パート等で勤務	⇒ 雇用(内定)証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	状況による
		自営業・自営業手伝い	⇒ 就労状況確認書 ※(働、働の場合は雇用証明書も可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		農業・漁業	⇒ 就労状況確認書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		内職	⇒ 雇用(内定)証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	妊娠・出産 (出産の前後)	⇒ 母子健康手帳 (表紙と予定日のA・Bのコピー)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	産前産後各8週の属する月	
3	保護者の病気・障がい等	⇒ <input type="checkbox"/> 診断書(原本) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(Ⅰ級-) <input type="checkbox"/> 療育手帳(Ⅰ級-) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳(Ⅰ級-)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	状況による	
4	病人(親族)の介護・看護等	⇒ 介護(看護)申立書と添付資料 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(Ⅰ級-) <input type="checkbox"/> 療育手帳(Ⅰ級-) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳(Ⅰ級-) <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(Ⅰ級-)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	状況による	
5	災害復旧	⇒ 罹災証明、民生児童委員の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	状況による	
6	求職活動	⇒ 求職申立書 + 状況確認の書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	最大3か月	
7	就学	⇒ 就学申立書 + 学生証(Ⅰ級-)または在学証明等 + カリキュラム(時間割)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就学期間	
8	【その他の理由】	⇒ 【その他の添付書類】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

注意事項

- 無償化を受けるためには、施設を利用する前に申請をする必要があります。**遑って申請を受け付けることはできません**のでご注意ください。

- 他施設にて行われる預かり保育を併用されている場合は、在園されている幼稚園・認定こども園の、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満又は年間開所日数が200日未満のいずれかの場合に該当する施設のみ、上限額の範囲内で支給の対象となります。

島諸部を除いた今治市内の幼稚園・認定こども園については上記の基準には該当しないため、他施設の預かり保育については無償化(補助)の対象とはなりませんのでご注意ください。